江南市農業委員会議事録

別紙の件付議のため、令和３年６月２８日午前９時３０分より市民文化会館特別会議室にて江南市農業委員会を会長招集する。

出　席　委　員

１　杉本俊人	２　鈴木　孝
３　岩井孝之	４　大島伸康
５　伊神正文	６　鶴見昇三
７　泉　義昭	８　藤岡和俊
９　大場里奈	１０　菱川弘隆

開　会　　午前９時３０分

議　長（会長）　あいさつ。

出席者１０名を確認し会議の成立を告げ、日程第１の議事録署名者を指名し議事に入る。

日程第２、議案第２３号「農地法第３条の規定による許可申請書許可決定について」を議題とする。

事務局に説明を求める。

事務局

議案内容を説明し、全案件について農地法第３条の許可判断基準を満たす旨を説明する。

議　長

事務取扱規程に基づき地域農業委員より現地調査結果の説明を求める。

地域農業委員

調査の結果、支障がない旨を説明する。

議　長

今回の全案件について、各委員より意見・質問が無いかを問う。

（「ありません」の声あり）

議　長

議案第２３号「農地法第３条の規定による許可申請書許可決定について」を承認決定する。

次に、日程第３、議案第２４号「農地法第５条の規定による許可申請書意見決定について」を議題とする。

事務局に説明を求める。

事務局

議案内容を説明し、全案件について農地法第５条の許可判断基準を満たす旨を説明する。

議　長

今回の全案件について、各委員より意見・質問が無いかを問う。

（「ありません」の声あり）

議　長

議案第２４号「農地法第５条の規定による許可申請書意見決定について」を承認決定する。

次に日程第４、議案第２５号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）意見決定についてについて」を議題とする。

事務局に説明を求める。

事務局

議案内容を説明し、全案件について農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第５項の各要件を満たす旨を説明する。

議　長

今回の議案について、各委員より意見・質問が無いかを問う。

（「ありません」の声あり）

議　長

議案第２５号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）意見決定についてについて」を承認決定する。

次に、日程第５、議案第２６号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画（案）意見決定について」を議題とする。

なお、整理番号８５番は、農業委員会等に関する法律第３１条１項の規定により、藤岡委員が議事参与の制限を受けるため、退席とする。ここで、議事参与が制限される委員が含まれる案件を該当委員以外で先に協議を行い、意見決定後それ以外の案件の協議を全員で行うことについて各委員より異議がないかを問う。

（「ありません」の声あり）

（藤岡委員退席）

議　長

議事参与の制限に該当する案件について、事務局に説明を求める。

事務局

議案内容を説明し、議事参与の制限に該当する案件について農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たす旨を説明する。

議　長

議事参与の制限に該当する案件について、各委員より意見・質問が無いかを問う。

（「ありません」の声あり）

議　長

議案第２６号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画（案）意見決定について」の議事参与の制限に該当する案件について承認決定する。

議事が終了したため、藤岡委員に対する議事参与の制限を解除する。

（藤岡委員着席）

次に、議案第２６号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画（案）意見決定について」の議事参与の制限に該当しないその他の案件について事務局に説明を求める。

事務局

議案内容を説明し、議事参与の制限に該当しないその他の案件について農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たす旨を説明する。

議　長

議事参与の制限に該当しないその他の案件について、各委員より意見・質問が無いかを問う。

（「ありません」の声あり）

議　長

議案第２６号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画（案）意見決定について」の議事参与の制限に該当しないその他の案件について承認決定する。

次に、日程第６「諸般の報告」について、事務局に説明を求める。

事務局

「農地法第３条の３の規定による届出書について」
「農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出書受理決定状況について」
「農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出書受理決定状況について
「現況証明願いについて」
「農地法第５条の規定による許可申請書取下げ願いについて」

議　長

次に、日程第７「その他」について、事務局に報告を求める。

事務局

次回の予定について、令和３年７月２６日（月）午後１時３０分から場所は市民文化会館２階特別会議室で行う旨の報告を行う。